

定款

公益財団法人 かなえ医薬振興財団

定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人かなえ医薬振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2. この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、生命科学分野の斬新な研究の推進を図り、もって医学、薬学の進歩、発展ならびに国民の医療および保健に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 生命科学分野の研究に対する助成金の交付

(2) 生命科学分野の研究に関する研究者の海外留学に対する助成金の交付

(3) 生命科学分野の研究の成果等を公表するための刊行

(4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、日本国内全域及び海外において行うものとする。

第2章 資産および会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うための不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において議決に加わることのできる3分の2以上の議決を経るものとする。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議によるものとする。定期預金等の安全確実な方法で保管するものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画、収支予算及び暫定予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3. 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4. 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

5. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、評議員会において承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において議決に加わることできる3分の2以上の議決を経るものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人の評議員は6名以上15名以内とする。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の適用を受けるも

のをいう。)又は認可法人(特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3. 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員の報酬等は年度総額170万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2. 前項とは別に、評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 理事、監事及び評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準及びその額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 定款の変更

(5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は担保提供の承認

(8) 合併契約の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令に定められた事項

(種類及び開催)

第17条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3. 臨時評議員会は、必要がある場合には開催することができる。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会議長は、評議員会において互選されるものとする。

2. 評議員会の議事進行は、評議員会議長がこれに当たる。

3. 評議員会議長が欠けたとき又は評議員会議長に事故があるときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により評議員会の議長を選出する。

(定足数)

第 20 条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は担保提供の承認

(5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 22 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち、2名を代表理事とし、この他に、必要に応じて1名を業務執行理事として置くことができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 代表理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

4. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3. 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。

4. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

(2)この法人の業務及び財産の状況を調査し、事業報告及び計算書類等を監査する。

(3)評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることとする。

(4)理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を評議員会及び理事会に報告しなければならない。

(5)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会の招集をする。

(任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 理事及び監事は、第25条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、評議員会において決議する前に、その監事に意見を陳述する機会を与えるものとし、解任の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2. 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2. 通常理事会は事業年度毎に年 2 回開催とする。
3. 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求のあった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
 - (4) 第 28 条第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、専務理事がこれに当たる。

2. 代表理事が 2 名とも欠けたとき又は事故があるときは、その理事会において、出席した理事の互選により、理事会の議長を選出し代行することができる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、定款に規定するものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合においてその提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事

会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第 27 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

第 5 章 委員会等

(選考委員会および選考委員)

第 42 条 この法人の事業の適切かつ円滑な運営を図るために、理事会の諮問機関として選考委員会を置く。

2. 選考委員会は、理事長の諮問に応じてこの法人の事業に係る助成対象の選考ならびに助成金額および助成方法の決定を行ない、これを理事長に答申する。

3. 選考委員会の委員(以下「選考委員」という。)は、15名以上30名以内とし、学識経験のある者の中から、理事長が理事会の同意を経て委嘱する。

4. 選考委員会委員長は、選考委員会において互選されるものとする。

5. 選考委員には、第 26 条 5 項と第 29 条から第 31 条までの規定を準用する。

6. 前項に定めるもののほか、選考委員会及び選考委員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て決定する。

(助成金交付規程)

第 43 条 この法人は、第 4 条第 1 項及び第 2 項に基づく助成金の交付を厳正かつ公平に行うため、次の事項を内容とする助成金交付規程を理事会において別に定める。

(1) 助成金の公募はホームページに掲載する等の方法により行う。

(2) 助成金の交付対象者は選考委員会において厳正かつ公平に審査する。

(3) 研究成果は業績集を刊行し公表する。

2. 本規程を変更する時は理事会の決議を経ることとする。

第 6 章 事務局

(設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 45 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事、評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会、理事会その他法令又はこの定款に定める機関の議事録その他議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 46 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 7 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 46 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 47 条 この法人は業務上取得し又は取扱う個人情報の保護に関し個人情報の保護に関する法律に基づき万全を期すものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、評議員会の議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報によるものとする。

第9章 補 則

(委任)

第53条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行っ

たときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の代表理事は、田原 一二（理事長）及び島田 秀孝（専務理事）とする。

4. この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

春日 雅人、岡 芳知、鎌谷 直之、北 徹、小池 隆夫、杉山 雄一、鈴木 則宏、高井 義美、寺本 明、中尾 一和、三品 昌美、島本 和明、吉田 隆